

屋外広告物条例の色彩基準を変更します

改正前の色彩基準では、広告物の表示面に使用する色彩で高い色と規定する「規制色」について、全ての表示面を対象としていましたが、改正後は広告物の表示面の中でも大きな割合を占める地色（文字その他具体的な図柄以外の色をいいます。）を「規制色」の対象とする変更を行います。

■色彩基準の変更内容

地域区分	改正前	改正後
第1種地域	①規制色は2色以下 ②規制色の面積割合は3分の1以下	地色が規制色の場合は、当該地色部分の面積は表示面の面積の3分の1以下
第2種地域	①規制色は1色 ②規制色の面積割合は5分の1以下	地色が規制色の場合は、当該地色部分の面積は表示面の面積の5分の1以下
第3種地域	①規制色は2色以下 ②規制色の面積割合は3分の1以下 (1枚当たり3㎡未満は除く)	地色が規制色の場合は、当該地色部分の面積は表示面の面積の3分の1以下 (1枚当たり3㎡未満は除く)
第4種地域	①規制色は2色以下 ②規制色の面積割合は3分の1以下 (1枚当たり5㎡未満は除く)	地色が規制色の場合は、当該地色部分の面積は表示面の面積の3分の1以下 (1枚当たり5㎡未満は除く)
第5種地域	①規制色は2色以下 ②規制色の面積割合は2分の1以下 (1枚当たり7㎡未満は除く)	地色が規制色の場合は、当該地色部分の面積は表示面の面積の2分の1以下 (1枚当たり7㎡未満は除く)
第6種地域	①規制色は2色以下 ②規制色の面積割合は2分の1以下 (1枚当たり15㎡未満は除く)	地色が規制色の場合は、当該地色部分の面積は表示面の面積の2分の1以下 (1枚当たり15㎡未満は除く)
第7種地域	①規制色は2色以下 ②規制色の面積割合は2分の1以下 (1枚当たり15㎡未満は除く)	地色が規制色の場合は、当該地色部分の面積は表示面の面積の2分の1以下 (1枚当たり15㎡未満は除く)

■規制色（マンセル表色系の以下の範囲の色をいいます）

地域区分	範囲
第1種地域	・色相がR（赤）、YR（橙）は彩度6以上 ・その他の色相は彩度4以上
第2種地域	
第3種地域	
第4種地域	・色相がR（赤）、YR（橙）は彩度8以上 ・その他の色相は彩度6以上
第5種地域	
第6種地域	
第7種地域	

■色彩基準の変更時期

令和5年4月1日より適用します。